

農業水利施設物価高騰対策支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 コロナ禍において燃料価格高騰により電力料金が値上がりし農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減に資するため、土地改良区等（土地改良区及び複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下「土地改良区等」という。）に対し、管理している農業水利施設に要する電力料金等の増高分に対して、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付対象者等)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 交付対象者は、農業水利施設物価高騰対策支援助成金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、同表に定める期日までに兵庫県知事に提出しなければならない。

なお、当該申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第4条 兵庫県知事は、前条の申請を受理した場合は、当該申請書に係る内容の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

なお、交付決定の段階で当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除した額について交付決定を行うこととする。

2 兵庫県知事は、助成対象経費における消費税及び地方消費税等相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる交付対象者に対する助成金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 交付対象者は、交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を農業水利施設物価高騰対策支援助成金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第2号）により速やかに兵庫県知事まで報告するとともに、兵庫県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

3 兵庫県知事は、当該申請に係る助成金の交付を決定したときは、交付決定の内容及びこれに付した条件を、農業水利施設物価高騰対策支援助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該交付対象者に通知するものとする。また不交付の決定をしたときは、農業水利施設物価高騰対策支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）により当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、前条の交付決定後、同条の交付を受けた交付対象者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(交付申請の不備の取り扱い)

第6条 兵庫県知事は、第4条の交付の決定後に交付申請書等の不備による助成金の振込不能等があったときは、当該交付対象者に対して確認するとともに、期限を定めて交付申請書等の補正を求めるものとする。なお、交付対象者が兵庫県知事からの求めに応じず交付申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請書類が取り下げられたものとみなすものとする。

(調査)

第7条 兵庫県知事は、助成金の交付について、必要と認める場合は、交付対象者等関係者から関係書類の提出を求め、また事情聴取、立入検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第8条 兵庫県知事は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- 一 この要綱の規定に違反した場合
- 二 助成金を助成対象経費に定める経費以外に使用した場合
- 三 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- 四 偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けた場合

2 兵庫県知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を農業水利施設物価高騰対策支援助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 兵庫県知事は、前条第1項の規定により助成金の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合は、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 兵庫県知事は、やむを得ない事業があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第10条 交付対象者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命じられた場合には、その命令に係る助成金の受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付対象者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった場合には、交付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(個人情報保護)

第11条 交付決定者は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は令和4年12月21日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

<p>助成事業の対象となる者</p>	<p>農業水利施設を管理している土地改良区等 ※土地改良区及び複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体</p>
<p>助成事業の対象となる経費</p>	<p>1 助成対象経費 燃料単価上昇額×使用電力量 ※燃料単価上昇額：令和4年度と令和3年度同月の燃料費調整単価との差額 ※使用電力量は、令和4年度実績使用電力の90%とする。 ※本助成金は土地改良区等の電力料高騰分実負担に係る経費が対象となり、市町等から助成金・補助金等を受けている場合は、本助成金、市町助成金・補助金等の合計が電力料高騰分実負担を超えない金額を助成する。</p> <p>2 助成対象施設 (1) 国営または県営土地改良事業で造成した農業水利施設 (2) 国または県から補助を受けて造成した農業水利施設</p> <p>3 助成対象期間 令和4年4月分から令和4年10月分の電力料金</p>
<p>補助率</p>	<p>1/2以内</p>

別表2（第3条関係）

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(交付申請書の添付資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誓約書（様式第1号の2） 2 地区計画書 3 出来高調書（別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第3号、^{※1}別記様式第4号） 4 電力使用量明細（コピー可） 5 ^{※2}構成員名簿、定款または規約、対象施設の写真 6 債権者登録書 <p>※1 市町等から電力料高騰に係る助成金・補助金を受けていない場合は添付不要</p> <p>※2 土地改良区については、5の添付は不要</p>
	<p>(交付申請書の提出指定期日)</p> <p>令和5年2月10日</p>